

島根県建築基準法取扱

1 電気通信事業用等鉄塔に付属する通信機器等収納施設の取扱について

建 第 3 4 9 号

平成 20 年 5 月 13 日

下記に該当する施設については、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物として取り扱わないものとする。なお、当該施設上部に鉄塔が設置されている場合、当該施設は鉄塔の一部とみなすものとする。

また、取扱いに対する照会または鉄塔の確認申請(工作物)が提出された際には、図面等により下記内容を確認すること。

○対象施設の要件

- ・電気通信事業用等鉄塔に付属する通信機器等の収納施設であること。
(例 携帯電話事業及びテレビ放送事業等に要する鉄塔に付属する施設)
- ・施設は居室がなく、その規模は当該施設の機能を果たすために必要な最低限のものであること。
- ・施設は通常、無人であり、通信機器等の維持管理及び障害発生時以外は、施設内部での作業を行わないものであること。

解 説

- ・通信機器収納施設は電気通信事業用鉄塔に附属するものであり、通常無人のものは通信事業用の設備機器として扱い、建築物としては扱わないこととする。
- ・中継施設の上部に鉄塔が設置される場合は鉄塔の基礎として扱い、審査を行うこととする。

関連法令	建築基準法第 2 条第一号、同法第 88 条
参 考	「基準総則集団規定の事例集」第 1 章「貯蔵槽その他これらに類する施設」